

しゃかいふくしほうじん すいせんふくしかい
社会福祉法人 水仙福祉会
ひめじま えん
姫島こども園

していしょう じ そうだんし えん していけいかく そうだんし えん
指定障がい児相談支援・指定計画相談支援
じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

へいせい ねん がつ たちげんざい
(平成28年12月1日現在)

とうじぎょうしょ おおさかし してい う
当事業所は大阪市の指定を受けています。

していしょう じそうだんしえんじぎょうしゃばんごう
指定障がい児相談支援事業者番号 2771000029

していけいかくそうだんしえんじぎょうしゃばんごう
指定計画相談支援事業者番号 2731000036

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び77条の規定、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定並びに「障害者自立支援法に基づく指定計画支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他サービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

※ 指定相談支援事業とは

障がい者又は障がい児の保護者が障がい児通所サービス並びに障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ◆ 契約者の心身の状況や、契約者とその家族等のご希望をおうかがいして、「サービス利用計画」を作成します。
- ◆ 契約者のサービス利用計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、契約者およびその家族等と、障がい福祉サービス事業者との連絡調整を継続的に行い、サービス利用計画の実施状況を把握します。
- ◆ 必要に応じて、事業者と契約者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

※当事業所では、利用者に対して児童福祉法に基づく指定障がい児相談支援サービス並びに障害者総合支援法に基づく指定相談支援サービスを提供します。当サービスの利用は、原則としてサービス利用計画作成費の支給対象者としています。

目次

1. 事業者	3
2. 事業所の概要	3
3. 事業実施地域及び営業時間	4
4. 職員の体制	4
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5
6. サービス利用に関する留意事項	6
7. 虐待の防止について	8
8. 苦情の受付について	8

じぎょうしゃ
1. 事業者

ほうじんめい 法人名	しゃかいふくしほうじん すいせんふくしかい 社会福祉法人 水仙福祉会
ほうじんしょざいち 法人所在地	おおさかしひがしよどがわくこまつ 大阪市東淀川区小松1-14-12
でんわばんごう 電話番号	06-6328-3786
だいはうしゃしめい 代表者氏名	りぢちよう まつむら ひろし 理事長 松村 寛
せつりつねんがっぴ 設立年月日	しょうわ ねん がつ にち 昭和53年2月20日

じぎょうしょ がいよう
2. 事業所の概要

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	していしょう じそうだんしえんじぎょう 指定障がい児相談支援事業 していけいかくそうだんしえんじぎょう 指定計画相談支援事業
じぎょう もくてき 事業の目的	していしょう じそうだんしえんじぎょうおよ していけいかくそうだんしえんじぎょう できせい 指定障がい児相談支援事業及び指定計画相談支援事業の適正な うんえい かくほ 運営を確保するために必要な人数及び管理運営に関する事項を ひつよう にんずうおよ かんりうんえい かん じこう 定め、障がいの相談に応じ、その心身の状況やおかれている さだ しょう 環境に応じて、本人や家族の意向を尊重し障がい児通所サー かんきよう おう ほんにん かぞく いこう そんちよう しょう じつうしよ ビス並びに障がい福祉サービスを適正に利用できるよう各種サ なら しょう びん かくし サービスを適正に利用できるよう各種サ サービス提供事業者との連絡調整などの支援を行うことを目的 ていきようじぎょうしゃ れんらくちようせい しえん おこな もくてき とします。
じぎょうしょ めいしやうおよび 事業所の名称及び	ひめじま えん 姫島こども園
じぎょうしょ しょざいち 事業所の所在地	おおさかしにしよどがわくひめじま 大阪市西淀川区姫島6-3-33
でんわばんごう 電話番号	06-6472-6001
かんりしやしめい 管理者氏名	いわさき たかひこ 岩崎 隆彦
しゅ たいしやう 主たる対象とする しょう じゅるい 障がいの種類	ちてき 知的障がい

じぎょうしょ うんえいほうしん 事業所の運営方針	① 利用者が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮して支援を行います。 ② 利用者の心身の状況、そのおかれている環境などに応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健・医療・福祉・就労・教育等のサービスが多様なサービスや事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行ないます。 ③ 利用者の意思並びに人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供されるサービスが、特定の種類または特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正・中立に行ないます。 ④ 障がい児通所サービス並びに障がい福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めます。
かいせつねんがつび 開設年月日	2012年4月1日 (指定障がい児相談支援事業) 2012年4月1日 (指定計画相談支援事業)

3. 事業実施地域及び営業日時

- (1) 通常の事業の実施地域 大阪府西淀川区
 (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日及び12月29日～1月3日は除く
営業時間	午前8時45分～午後5時30分
サービス提供時間	午前8時45分～午後4時00分

4. 職員の体制

当事業所では、契約者に対して指定相談支援事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

※職員配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤兼務	非常勤専従	職務の内容
管理者 岩崎 隆彦	1		管理業務・計画作成
相談支援専門員		1	計画作成

5. 当事業所が提供するサービスと利用料負担

当事業所では、指定相談支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料負担は市町村から給付されますので、契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容

① サービス利用計画の作成

契約者の家庭を訪問して、契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、障がい児通所サービス並びに障がい福祉サービス、その他の必要な保健・医療・福祉・就労・教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス利用計画を作成します。

<サービス利用計画作成の流れ>

- (i) 事業者は、相談支援専門員にサービス利用計画の作成に関する業務を担当させます。
- (ii) サービス利用計画の作成の開始にあたって、当該地域における障がい児通所サービス並びに障がい福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者またはその家族に対して提供し、契約者にサービスの選択を求めます。
- (iii) 相談支援専門員は、契約者及びその家族のおかれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス利用計画の原案を作成します。
- (iv) 相談支援専門員は、前項で作成したサービス利用計画の原案に盛り込んだ障がい福祉サービス等について、サービス計画作成費の対象になるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料について契約者及びその家族に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

② サービス利用計画作成後の便宜の供与

- ・ 契約者及びその家族等と障がい福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行い、サービス利用計画の実施状況を把握します。
- ・ サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、障がい児通所サービス並びに障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 契約者の意思を踏まえて、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ サービス利用計画の変更

契約者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

(2) サービス利用料金

- ① サービス利用計画作成費に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合は、(法定代理受領)は、契約者の自己負担はありません。

・障がい児相談支援

サービス利用計画作成費 (利用支援)	17,656円/回
サービス利用計画作成費 (継続支援)	14,357円/回

・指定計画相談

サービス利用計画作成費 (利用支援)	17,559円/回
サービス利用計画作成費 (継続支援)	14,279円/回

- ② 交通費 (契約書第8条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し要した公共交通機関の交通費の実費をいただきます。

- ③ 利用料金の支払い方法

前項②の交通費は、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。

- (2) 相談支援専門員の交替 (契約書第7条参照)

- ① 事業者からの相談支援専門員の交替

事業者の都合により、相談支援専門員を交替することがあります。

相談支援専門員を交替する場合は、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

- ② 契約者からの交替の申し出

選任された相談支援専門員の交替を希望する場合には、当該相談支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して相談支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者からの特定の相談支援専門員の指名はできません。

- (3) 受給者証の確認

住所及び利用者負担額、支給量、障害の程度による区分など受給者証の記載内容の変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所相談支援専門員に

お知らせください。また、当事業所相談支援専門員より「受給者証」の確認をさせていただきます場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(4) 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</p> <p>○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

7. 緊急時の対応方法について

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知)に準じた取扱いをするとともに下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	岩崎 隆彦
-------------	-------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
 ③ 苦情解決体制を整備しています。
 ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています

9. 苦情解決の体制及び手順 (契約書第17条参照)

- (ア) 提供した指定障がい児相談支援及び指定計画相談支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す「当事業所利用相談・苦情窓口」のとおり)
- (イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ① 相談・苦情があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。
 - ② 管理者は、世話人・介護人に事実関係の確認を行う。
 - ③ 相談担当者は、把握した状況について管理者とともに検討を行い、時下の対応を検討する。
 - ④ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者へ連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

姫島こども園利用相談・苦情窓口

担当者	岩崎 隆彦
電話番号	06-6472-6001
受付時間	9:00~17:30 月曜日~金曜日

その他の苦情受付機関

西淀川区にお住まいの場合

担当部署	西淀川区保健福祉課
電話番号	06-6478-9857
受付時間	月曜日~金曜日 9:00~17:30

ほか く す ばあい
その他の区にお住まいの場合

たんとうぶしょ 担当部署	お住まいの区 <small>く</small> の保健福祉課 <small>ほけんふくしか</small>
でんわばんごう 電話番号	()
うけつけじかん 受付時間	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 9:00～17:30

ふくし うんえいできせいはいんかい しちょうそん ふ れんけい くじょうたいおう
福祉サービス運営適正化委員会においても市長村や府と連携しながら苦情対応を
おこな
行います。

たんとうぶしょ 担当部署	おおさかふしやかいはくしきょうざいかい うんえいできせいはいんかい 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会
でんわばんごう 電話番号	06-6191-3130 (ちよくつう 直通)
FAX	06-6191-5660
うけつけじかん 受付時間	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 10:00～16:00

きーび すていきょうかいしよていねんがつび サービス提供開始予定年月日	へいせい ねん がつ にち 平成 年 月 日
--	---------------------------

平成 年 月 日

指定相談支援の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を

行いました。

事業所名 社会福祉法人 水仙福祉会 姫島こども園

説明者 氏名 内海 尚子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

保護者氏名 印

利用児童氏名

代理人又は立会人等

住所

氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第173号（平成18年9月29日）第80条の規定に基づき、利用申込者またはそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。

じゅうようじこうせつめいしょふぞくぶんしょ
<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者に提供した指定相談支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② 契約者が他の指定相談支援事業者の利用を希望する場合その他契約者から申し出があった場合には、契約者に対し、直近のサービス利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、相談支援専門員または従業員は、指定相談支援を提供するうえで知り得た契約者およびその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
- ④ 指定相談支援を提供するうえで知り得た事項をサービス担当者会議等に使用する場合、あらかじめ契約者又は、その家族に使用する旨の同意を、文書により頂きます。（使用同意）
- ⑤ 契約者に指定相談支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに契約者の家族・市町村に連絡を行うと伴に必要な措置を講じます。

2. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任により契約に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

ほけんがいしゃ
保険会社
ほけんめい
保険名
ほけんしゅもく
保険種目

あいおいニッセイ同和損保
ふつしょうがいほけん
普通傷害保険
かいごほけん しゃかいふくしじぎょうしゃそうごうほけん
介護保険、社会福祉事業者総合保険

ほしやうがいう
保障概要

ほしやうないやう 補償内容	ほげんどがく てん補限度額
たいじんばいしやうほしやう 対人賠償補償	めい 1名あたり 50,000,000円 えん
	じこ 1事故あたり 500,000,000円 えん
たいぶつばいしやうほしやう 対物賠償補償	じこ 1事故あたり 5,000,000円 えん

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の支給決定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更におなじ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 支給決定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 契約者が障害福祉施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が指定相談支援事業の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 契約者からの解約・契約解除の申し出 (契約書第14条、第15条参照)

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。

その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | | |
|---|---|
| ② | 事業者が作成したサービス利用計画に同意できない場合 |
| ② | 事業者もしくは相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める指定相談支援を実施しない場合 |
| ③ | 事業者もしくは相談支援専門員守秘義務に違反した場合 |
| ④ | 事業者もしくは相談支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第16条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | | |
|---|---|
| ① | 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
| ② | 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |